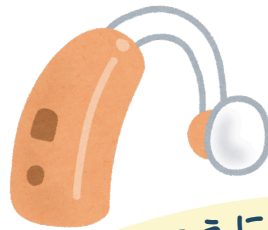


補聴器



聞こえに不安を感じる方へ

購入費を 助成します



助成額

上限

30,000円

⚠️ 注意事項

- 補聴器を購入する前に申請してください。
(既に購入されたものは対象外)
- 補聴器購入費以外の費用は対象外(自己負担)です。
- 対象外費用
診察料、検査料等の受診費用
意見書作成料、修理費や付属品の購入にかかる費用等

対象者

対象となる方は以下の①～⑥にすべて該当する方です

- ①熊本市に住民登録している65歳以上の方
- ②市民税非課税世帯に属する方
又は生活保護受給中の方
- ③医師(※)から補聴器が必要であると証明を受けた方
- ④身体障害者手帳(聴覚障害)を交付されていない方
- ⑤介護予防事業等に積極的に参加することができる方
- ⑥補聴器を使用開始してからアンケートの回答ができる方

※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医に限ります。

お問合せ先

熊本市高齢福祉課



096-328-2963

096-327-0855

お手続きの流れ

1

ご相談

お近くのささえりあに相談のうえ、申請書・医師意見書を受け取る。(ホームページからもダウンロード可能)

→事業概要をご説明し、書類の記載方法や病院受診をご案内します。

2

受診

医師意見書を持って、医療機関(耳鼻咽喉科)を受診する。

→補聴器の購入が必要と判断された場合、医師意見書を作成してもらってください。

※医師意見書を作成できる医師は、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医に限ります。

※受診の結果、助成の対象とならない場合があります。

3

申請

各区福祉課へ、申請書・医師意見書・見積書を提出する。

→審査後、要件に該当した方には交付決定通知書と給付券を郵送します。(目安:申請後1か月程度)

※補聴器販売業者にて見積書を作成されてください。

4

購入

給付券を持って、補聴器販売店で、補聴器を購入する。

※本市から郵送される交付決定通知書と給付券を受領後、補聴器を購入してください。

※助成の対象となる補聴器は、決定通知書に記載された認定補聴器技能者在籍店にて購入されたものに限ります。



補聴器を使用した聞こえの状態に慣れたら市、又はささえりあが案内する介護予防事業に参加してみましょう!



市のホームページ
はこちら!

まずは、お近くの『ささえりあ』
までご相談ください。